

東大阪労働基準監督署発表  
令和7年5月9日

令和7年5月9日  
【照会先】  
東大阪労働基準監督署  
06-7713-2025

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

転倒または転落の危険がある  
ドラグ・ショベルを用いた作業時に誘導者を配置しなかった疑い

令和7年5月9日、東大阪労働基準監督署（署長 的場 由美）は、松下建設株式会社及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

### 記

#### 1 被疑者

(1) 松下建設株式会社（以下「被疑会社」という。）

本社所在地 大阪府東大阪市若江東町  
事業内容 土木建築工事業

(2) 同社代表取締役A（以下「被疑者A」という。）

#### 2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに

労働安全衛生法違反  
同法第20条第1号  
同法第27条第1項  
労働安全衛生規則第157条第2項  
同法第119条第1号（罰条）  
同法第122条（両罰）

### 3 事件の概要

被疑者Aは、同社の労働者を指揮するとともに同社の安全管理を行う者ですが、東大阪市内の工事現場にて、令和5年10月4日、労働者にドラグ・ショベルを用いて作業を行わせるに当たり、ドラグ・ショベルが転倒または転落により労働者に危険が生じるおそれがあったにもかかわらず、ドラグ・ショベルを誘導するための誘導者を配置せず、ドラグ・ショベルによる危険を防止するために必要な措置を講じていなかった疑いがあるものです。

### 4 参考事項

- (1) 上記3の結果、労働者が運転するドラグ・ショベルが転倒し、同人の片腕がはさまれ、肘から先を切断する労働災害が発生しました。
- (2) 適用条文は別紙のとおり。

## 適用条文

### ○労働安全衛生法

#### 第二十条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二～三 (略)

#### 第二十七条（労働者の遵守事項）

- 1 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
- 2 (略)

#### 第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二～四 (略)

#### 第百二十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### ○労働安全衛生規則

#### 第百五十七条（転落等の防止等）

- 1 (略)
- 2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。
- 3 (略)